

立川市柴崎市民体育館指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市柴崎市民体育館指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

立川市柴崎市民体育館

立川市柴崎町 6 丁目 15 番 9 号

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

野村不動産ライフ＆スポーツ・パートナーズ共同事業体

東京都中野区本町 1 丁目 32 番 2 号

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで